

平成 29 年 5 月 10 日

各 位

インフラファンド発行者名
 タカラレーベン・インフラ投資法人
 代表者名 執行役員 菊池 正英
 (コード番号 9281)

管理会社名
 タカラアセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 舟本 哲夫
 問合せ先 取締役投資運用部長 高橋 衛
 TEL: 03-6262-6402

国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、以下のとおりインフラ資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得及び貸借を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、かかる資産の取得先及び貸借先は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）上の利害関係人等（以下「利害関係人等」といいます。）に該当し、本管理会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当することから、本管理会社は、投信法及び「利害関係人等取引規程」に基づき、平成 29 年 5 月 10 日開催の本投資法人の役員会の同意を取得しています。

記

1. 取得の概要

物件番号	物件名称 (注1)	所在地 (注2)	取得予定価格 (百万円)(注3)	取得先
S-12	LS つくば房内発電所	茨城県つくば市	890	株式会社タカラレーベン
S-13	LS 銚田発電所	茨城県銚田市	735	株式会社タカラレーベン
S-14	LS 那須那珂川発電所	栃木県那須郡	8,315	株式会社タカラレーベン
S-15	LS 藤岡 A 発電所	栃木県栃木市	265	株式会社タカラレーベン
S-16	LS 稲敷荒沼 1 発電所	茨城県稲敷市	889	株式会社タカラレーベン
S-17	LS 藤岡 B 発電所	栃木県栃木市	1,091	株式会社タカラレーベン
S-18	LS 稲敷荒沼 2 発電所	茨城県稲敷市	422	株式会社タカラレーベン
合計			12,607	—

(注1) 「LS」とは、レーベンソーラーの略称です。以下同じです。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注2) 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、いずれも市町村までの記載をしています。

(注3) 「取得予定価格」は、各取得予定資産に係る売買契約に記載された売買金額（資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。以下同じです。

- (1) 売買契約締結日 : 平成 29 年 5 月 10 日
- (2) 取得予定日 : 平成 29 年 6 月 1 日（引渡決済日）
- (3) 取得先 : 後記「3. 資産取得者等の状況」をご参照ください。
- (4) 取得資金 : 平成 29 年 5 月 10 日開催の本投資法人役員会にて決議された新投資口の発行による手取金及び借入金(注)
- (5) 決済方法 : 引渡時に全額支払

(注) 当該借入金については、本日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得予定資産の内容

(1) 取得予定資産の概要

取得予定資産の個別の概要は、以下の表にまとめたとおりです。なお、表中の各欄における記載事項及び使用されている用語の説明は、別段の記載がない限り、以下のとおりです。なお、時点の注記がないものについては、原則として、平成 29 年 5 月 10 日現在の状況を記載しています。

a. 「資産の概要」欄について

- ・ 「特定契約の概要」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における特定契約の内容を記載しています。
- ・ 「発電事業者」、「買取電気事業者」、「買取価格」及び「受給期間満了日」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の特定契約の内容を記載しています。なお、「買取価格」は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を記載しています。「買取価格」による特定契約上の発電事業者の収入自体が本投資法人の収入となるわけではありません。
- ・ 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・ 「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・ 「用途地域」は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第 7 条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第 7 条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」とそれぞれ記載しています。
- ・ 「面積」は、原則として登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・ 土地の「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・ 「認定日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における設備認定を受けた日を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- ・「供給開始日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が運転（ただし、試運転を除きます。）を開始し、当該時点の特定契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載しています。
- ・「残存調達期間」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における、取得予定日から調達期間満了日までの期間を月単位で切り捨てて記載しています。
- ・「調達期間満了日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達期間の満了日を記載しています。
- ・「調達価格」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達価格（ただし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除きます。）を記載しています。
- ・「パネルの種類」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を記載しています。
- ・「パネル出力」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記載しています。
- ・「パネル設置数」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を記載しています。
- ・「パネルメーカー」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載しています。
- ・「パワーコン供給者」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるパワーコンディショナー（以下「PCS」といいます。）のメーカーを記載しています。
- ・「EPC 業者」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の建設に係る工事請負業者を記載しています。
- ・「発電出力」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量と PCS 容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。
- ・「想定年間発電電力量」は、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の発電電力量を小数第 3 位を切り捨てて記載しています。ただし、超過確率 P（パーセンタイル）50 は、各取得予定資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき本投資法人が賃借人兼オペレーターから受領する最低保証賃料の算定の基礎となる超過確率 P（パーセンタイル）とは異なります。
- ・「想定設備利用率」は、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の想定設備利用率を記載しています。ただし、超過確率 P（パーセンタイル）50 は、各取得予定資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき本投資法人が賃借人兼オペレーターから受領す

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

る最低保証賃料の算定の基礎となる超過確率P（パーセントイル）とは異なります。

- ・ 「架台基礎構造」は、イー・アンド・イーツリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載しています。
 - ・ 設備の「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。
 - ・ 「担保設定の有無」は、各取得予定資産につき、本投資法人が取得後に負担することが予定されている担保の有無を記載しています。
 - ・ 「オペレーター」は、各取得予定資産の取得予定日においてオペレーターとなる予定の会社を記載しています。
 - ・ 「O&M 業者」は、各取得予定資産の取得予定日において、主要な O&M 業務に関して有効な O&M 契約を締結する予定の業者を記載しています。
 - ・ 「特記事項」の記載については、原則として、平成 29 年 4 月 28 日現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。
- b. 「本物件の特徴」について
- ・ 「本物件の特徴」は、イー・アンド・イーツリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」、PwC サステナビリティ合同会社作成の「バリュエーションレポート」及びシービーアールイー株式会社作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本管理会社が入手した資料に基づいて、各取得予定資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。
- c. 「過年度の発電状況」について
- ・ 「過年度の発電状況」は、各取得予定資産の現所有者等から提供を受けた数値及び情報（会計監査等の手続は経っていません。）を原則としてそのまま記載したものであり、あくまでも参考情報にすぎず、当該数値又は情報は不完全又は不正確であるおそれがあります。「実績売電量」は、買取電気事業者が発行する「購入電力量のお知らせ」等の明細に記載された購入電力量に基づき、当該月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量の合計額を記載しています。なお、かかる売電量は、日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準により規定された指標ではありません。また、本投資法人が採用する会計処理等と同一の方法で算出されたものとは限らず、各取得予定資産について、前提となる状況が本投資法人による取得後と同一とも限りません。したがって、過年度の発電状況は、将来の発電量と必ずしも一致せず、それらを担保、保証又は予測するものでもなく、場合によっては大幅に乖離する可能性もあります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 特定資産の概要

S-12	LS つくば房内発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産の賃借権（転借権）				
取得予定日	平成 29 年 6 月 1 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	890,000,000 円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
発電所の評価額 (価格時点)	887,000,000 円 ～1,177,000,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	26,900,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		買取価格	40 円/kWh	
所在地	茨城県つくば市市内字入窪				
土地	地番	98 番他 23 筆	パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	2,469.60kW	
	面積	32,250.95 m ²	パネル設置数	10,080 枚	
	権利形態	賃借権（一部転借権）	パネルメーカー	シャープ株式会社	
設備	認定日	平成 25 年 3 月 25 日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 26 年 7 月 14 日	EPC 業者	シャープ株式会社	
	残存調達期間	17 年 1 か月	発電出力	1,990.00kW	
	調達期間 満了日	平成 46 年 7 月 13 日	想定年 間発電 電力量	初年度 2,952.86MWh 10 年度 2,805.22MWh 20 年度 2,657.57MWh	
	調達価格	40 円/kWh	想定設 備利用 率	初年度 13.65% 10 年度 12.97% 20 年度 12.28%	
	担保設定の有無	無			
	オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注 2)	東洋ビルメンテ ナンス株式会社	
				架台基礎構造	スクリー型杭基礎
			権利形態	所有権	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>リスク管理方針への適合状況</p>	<p>本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。</p>
<p>本資産の公共的性質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスであるCO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件の土地については、借地権者（有限会社土浦商事）を転借地権設定者、タカラレーベンを転借地権者とする転借地権（一部の土地については、土地所有者（有限会社土浦商事）を借地権設定者、タカラレーベンを借地権者とする借地権）が設定されています。本投資法人取得後の（転）借地権設定契約の概要は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> （（転）借地権設定契約の概要） （転）借地権設定者：有限会社土浦商事 （転）借地権者：本投資法人 存続期間：平成26年7月14日から平成46年7月13日まで 地代：（転）借地権設定者の承諾が得られていないため非開示。 地代改定：なし。 敷金・保証金：（転）借地権設定者の承諾が得られていないため非開示。 契約更新：（転）借地権設定者と（転）借地権者の協議により決定する。 中途解約：（転）借地権者は、天災、地変、暴動その他（転）借地権者の責めに帰すことのできない事由が生じた場合又は（転）借地権者が合理的理由をもって太陽光発電事業を継続することが困難であると判断した場合は、（転）借地権設定者に対し通知を行うことにより、直ちに解約することができる。 優先買取権：なし。 譲渡承諾：借地権設定者及び転借地権設定者は、（転）借地権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で（転）借地権の譲渡等を行うことを承諾している。 ・西側隣地と本物件との境界において、ネットフェンスの一部が相互に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。 ・本物件の土地について借地権の設定登記及び転借地権の付記登記はなされていませんが、一部の土地を除き、当該登記の申請中です。当該一部の土地については、売主の責任において、速やかに借地権の設定登記及び転借地権の付記登記の手続きを行う予定です。 	
<p>（注1）記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注1）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。</p> <p>（注2）本書の日付現在、点検及び保守を行う体制についての変更認定を経済産業大臣宛に申請予定ですが、変更後のO&M業者を記載しています。なお、当該変更認定申請については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下</p>	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

「再エネ特措法」といいます。)の改正に伴って平成29年4月1日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)(以下「再エネ特措法改正法」といいます。)附則第4条第2項に基づき提出済みの本物件に係る再生可能エネルギー事業計画が経済産業省による確認中であり、当該確認が完了しなければ当該変更認定申請を提出できないため、かかる経済産業省による確認が完了次第行う予定です。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県つくば市で、つくばエクスプレスみどりの駅の南東方約5kmに位置しており、常磐自動車道の谷田部ICが北西側約2.6kmにあります。また、東側約500mには谷田川が南方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、つくば(館野)の年間日照時間は1,912時間であり、全国平均(1,896.5時間)より長い日照時間となっています。

降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはシャープ株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	平成28年3月1日			
	至 平成29年2月28日			
実績売電量	平成28年3月分	平成28年4月分	平成28年5月分	平成28年6月分
	264,331.73kWh	294,673.65kWh	334,425.16kWh	287,014.24kWh
	平成28年7月分	平成28年8月分	平成28年9月分	平成28年10月分
	290,674.73kWh	289,666.48kWh	199,739.79kWh	187,505.73kWh
	平成28年11月分	平成28年12月分	平成29年1月分	平成29年2月分
	186,255.27kWh	196,445.99kWh	240,364.29kWh	252,589.75kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-13	LS 銚田発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・地上権				
取得予定日	平成 29 年 6 月 1 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	735,000,000 円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	660,000,000 円 ～886,000,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		買取価格	36 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	30,300,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		受給期間満了日 (注)	平成 28 年 3 月 25 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検針日の前日	
所在地	茨城県銚田市上釜前野				
土地	地番	932 番 1 他 8 筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域		パネル出力	1,913.60kW
	面積	31,150.00 m ²		パネル設置数	7,360 枚
	権利形態	地上権		パネルメーカー	Neo Solar Power Corp. (旧商号：デルソーラー社)
設備	認定日	平成 25 年 12 月 24 日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 28 年 3 月 25 日	EPC 業者	株式会社大木無線電気	
			発電出力	1,900.00kW	
			想定年間発電電力量	初年度	2,257.43MWh
	残存調達期間	18 年 9 か月	10 年度	2,144.56MWh	
			20 年度	2,031.69MWh	
			想定設備利用率	初年度	13.47%
調達期間満了日	平成 48 年 3 月 24 日	10 年度	12.79%		
調達価格	36 円/kWh	20 年度	12.12%		
架台基礎構造	杭基礎		権利形態	所有権	
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者	東洋ビルメンテナンス株		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

		株式会社
リスク管理方針への適合状況	<p>本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。</p>	
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 	

特記事項

- ・本物件の土地については、土地所有者（複数の個人及び法人）を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。

（地上権設定契約の概要）

地上権設定者：複数の個人及び法人

地上権者：本投資法人

存続期間：平成 27 年 12 月 10 日から平成 49 年 12 月 9 日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了 6 か月前までに相手方に通知しない場合は 1 年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：地上権者は、天変地異又は法令・法規の改正等により、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、1 年前に予告し 1 年分の地代を支払うことで解約することができる。

優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。

譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が、本物件の土地に太陽光発電設備を設置して太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。

（注）記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

本物件は茨城県銚田市で、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線涸沼駅の南東側約4.0kmに位置しており、西側約1.9 kmには大谷川が北方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、銚田の年間日照時間は1,873.6時間であり、全国平均(1,896.5時間)より短い日照時間となっています。

降雪量は特段多くなく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはNeo Solar Power Corp. (旧商号: デルソーラー社)、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成28年3月25日			
	至	平成29年2月28日			
実績売電量	平成28年3月分	平成28年4月分	平成28年5月分	平成28年6月分	
	57,715.33kWh (注)	267,800.80kWh	267,816.35kWh	239,316.38kWh	
	平成28年7月分	平成28年8月分	平成28年9月分	平成28年10月分	
	266,193.36kWh	236,007.58kWh	170,528.46kWh	158,169.02kWh	
	平成28年11月分	平成28年12月分	平成29年1月分	平成29年2月分	
	145,230.58kWh	164,839.62kWh	190,236.87kWh	187,313.15kWh	

(注) 供給開始日が平成28年3月25日であったため、稼働日数は7日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-14	LS 那須那珂川発電所	分類	太陽光発電設備等			
資産の概要						
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産（地上権）					
取得予定日	平成 29 年 6 月 1 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備			
取得予定価格	8,315,000,000 円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン		
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社		
発電所の評価額 （価格時点）	7,269,000,000 円 ～10,069,000,000 円 （平成 29 年 2 月 28 日）		買取価格	36 円/kWh		
土地及び建物の鑑定評価額 （価格時点）	1,600,000,000 円 （平成 29 年 2 月 28 日）		受給期間満了日 （注 1）	平成 28 年 3 月 31 日 （同日を含む）から 240 月経過後最初の検 針日の前日		
所在地	栃木県那須郡那珂川町三輪字ハヌキ沢					
土地	地番	1279 番 17 他 130 筆	設備	パネルの種類	CIS	
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	19,800.00kW	
	面積	797,971.00 m ² （注 2）		パネル設置数	120,000 枚	
	権利形態	所有権（一部地上権）		パネルメーカー	ソーラーフロンティア 株式会社	
設備	認定日	平成 25 年 8 月 19 日	パワコン供給者	デルタ電子株式会社		
	供給開始日	平成 28 年 3 月 31 日	EPC 業者	日立造船株式会社		
	残存調達期間	18 年 9 か月	発電出力	15,000.00kW		
	調達期間 満了日	平成 48 年 3 月 30 日	想定年 間発電 電力量	初年度	22,555.70MWh	
				10 年度	21,427.92MWh	
				20 年度	20,300.13MWh	
	調達価格	36 円/kWh	想定設 備利用 率	初年度	13.00%	
				10 年度	12.35%	
			20 年度	11.70%		
		架台基礎構造	H 鋼による杭基礎			
		権利形態	所有権			
担保設定の有無	無					
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者（注 3）	日立造船株式会社			

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>リスク管理方針への適合状況</p>	<p>本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。</p>
<p>本資産の公共的性質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・架空電線、埋設管（地下電線）、橋梁及び進入路用道路敷地が本物件から周囲の道路に、それぞれ越境しています。かかる越境については、那須那珂川町から当該越境部分の占用に関する許可を取得しています。
- ・埋設管（地下電線）及びフェンスが本物件から東側隣地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結する予定です。
- ・本物件の北側隣地に存在するポンプ室が本物件の土地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件の北側隣接道路に存在する電柱の支線が本物件の土地に越境しています。かかる越境については、当該支線の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件の南側隣地に存するゴルフ場の休憩所のコンクリート基礎部分及び防球フェンスの支線が本物件の土地に、また、本物件の土地上に設置されたフェンスの一部が本物件から南側隣地に、それぞれ越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件の土地のうち、過去に払下げを受けた旧公有地（里道及び水路）は所有権保存登記が未了となっています。当該土地については、売主の責任において、速やかに当該登記手続きを完了させることとされています。
- ・本物件の土地のうち、過去に払下げを受けた旧公有地は表題登記及び所有権保存登記が未了となっており、また、公図上も無番地とされています。当該土地については、売主の責任において、速やかに当該登記手続きを完了させることとされています。

(注1) 記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注1）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

(注2) 国から払下げを受けた土地で、平成29年5月10日現在、表題登記が未了の土地が一部含まれていることから、不動産鑑定評価書等に記載の地積に、その他の土地の登記簿上の地積を加えた数値を記載しています。

(注3) 本書の日付現在、点検及び保守を行う体制についての変更認定を経済産業大臣宛に申請予定ですが、変更後のO&M業者を記載しています。なお、当該変更認定申請については、再エネ特措法の改正に伴って再エネ特措法改正法附則第4条第2項に基づき提出済みの本物件に係る再生

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

可能エネルギー事業計画が経済産業省による確認中であり、当該確認が完了しなければ当該変更認定申請を提出できないため、かかる経済産業省による確認が完了次第行う予定です。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は栃木県那須郡那珂川町に位置しており、JR 東北本線氏家駅の北東側約 18km に位置しており、東北自動車道の矢板 IC が西側約 20km にあります。東側 4.4km には那珂川が南方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、アメダス那須烏山の年間日照時間は 1,929 時間であり、全国平均（1,896.5 時間）より長い日照時間となっています。

降雪量は特段多くなく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーはデルタ電子株式会社製のものを使用しています。

<その他>

ゴルフ場跡地を活用して建設されたパネル出力 19.8MW の発電所であり、本投資法人が取得する初の特別高圧の電線路に連系する発電所です。特別高圧連系のメガソーラーでは日本初となる小型分散型のパワーコンディショナーを採用することにより、初期投資及びランニングコストの低減を図るとともに、故障時の発電量喪失におけるリスク分散を行っています。また、太陽電池モジュール配置エリアでは造成工事を行わないことを基本としており、環境に配慮した設備設計を行うとともに、特別高圧変電設備を栃木県内で生産する等、地域貢献にも配慮しています。

過年度の発電状況

対象期間	平成 28 年 3 月 31 日			
	至 平成 29 年 2 月 28 日			
実績売電量	平成 28 年 3 月分	平成 28 年 4 月分	平成 28 年 5 月分	平成 28 年 6 月分
	110,736.00kWh (注)	2,242,920.00kWh	2,579,088.00kWh	2,293,536.00kWh
	平成 28 年 7 月分	平成 28 年 8 月分	平成 28 年 9 月分	平成 28 年 10 月分
	1,956,048.00kWh	2,257,968.00kWh	1,592,040.00kWh	1,738,752.00kWh
	平成 28 年 11 月分	平成 28 年 12 月分	平成 29 年 1 月分	平成 29 年 2 月分
	1,337,448.00kWh	1,515,648.00kWh	1,674,288.00kWh	1,976,520.00kWh

(注) 供給開始日が平成 28 年 3 月 31 日であったため、稼働日数は 1 日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-15	LS 藤岡 A 発電所	分類	太陽光発電設備等			
資産の概要						
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産					
取得予定日	平成 29 年 6 月 1 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備			
取得予定価格	265,000,000 円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン		
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社		
発電所の評価額 (価格時点)	224,000,000 円 ～317,000,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		買取価格	36 円/kWh		
土地の鑑定評価額 (価格時点)	91,500,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		受給期間満了日 (注 1)	平成 28 年 7 月 26 日 (同日を含む。) から 240 月経過後最初の検 針日の前日		
所在地	栃木県栃木市藤岡町藤岡字城山					
土地	地番	4402 番 他 31 筆	設備	パネルの種類	CIS	
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	612.00kW	
	面積	20,551.00 m ²		パネル設置数	3,600 枚	
	権利形態	所有権		パネルメーカー	ソーラーフロンティア 株式会社	
設備	認定日	平成 26 年 3 月 27 日	パワコン供給者	デルタ電子株式会社		
	供給開始日	平成 28 年 7 月 26 日	EPC 業者	株式会社東京エネシス 株式会社コクボノベル ティ		
	残存調達期間	19 年 1 か月	発電出力	500.00kW		
	調達期間 満了日	平成 48 年 7 月 25 日	想定年 間発電 電力量	初年度	767.96MWh	
				10 年度	729.57MWh	
				20 年度	691.17MWh	
	調達価格	36 円/kWh	想定設 備利用 率	初年度	14.32%	
10 年度				13.61%		
20 年度				12.89%		
			架台基礎構造	H 型パイル杭基礎		
			権利形態	所有権		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

担保設定の有無	無		
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者（注2）	東洋ビルメンテナンス株式会社
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。		
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 ・本物件に存するフェンスの一部が本物件から南東側隣地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。 ・本物件に存するフェンスの一部が本物件から南西側隣接道路に越境しています。かかる越境については、移設工事により解消する予定です。 		

（注1）記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注1）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

（注2）本書の日付現在、点検及び保守を行う体制についての変更認定を経済産業大臣宛に申請予定ですが、変更後の O&M 業者を記載しています。なお、当該変更認定申請については、再エネ特措法の改正に伴って再エネ特措法改正法附則第4条第2項に基づき提出済みの本物件に係る再生可能エネルギー事業計画が経済産業省による確認中であり、当該確認が完了しなければ当該変更認定申請を提出できないため、かかる経済産業省による確認が完了次第行う予定です。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は栃木県栃木市藤岡町で、東武日光線藤岡駅の西側約1kmに位置し、東北自動車道の佐野藤岡 IC が北西側約8.9kmにあります。また、北側約1kmには渡良瀬川が南東方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、館林の年間日照時間は2,035.0時間であり、全国平均（1,896.5時間）より長い日照時間となっています。

降雪量は特段多くはなく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーはデルタ電子株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成28年7月26日		
	至	平成29年2月28日		
実績売電量	平成28年3月分	平成28年4月分	平成28年5月分	平成28年6月分
	—	—	—	—
	平成28年7月分	平成28年8月分	平成28年9月分	平成28年10月分
	16,753.67kWh (注)	97,627.33kWh	84,172.53kWh	239,130.86kWh
	平成28年11月分	平成28年12月分	平成29年1月分	平成29年2月分
	282,559.48kWh	137,292.57kWh	91,773.81kWh	108,988.29kWh

(注) 供給開始日が平成28年7月26日であったため、稼働日数は6日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-16	LS 稲敷荒沼 1 発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・地上権				
取得予定日	平成 29 年 6 月 1 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	889,000,000 円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	881,000,000 円 ～1,191,000,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		買取価格	36 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	40,700,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		受給期間満了日 (注 1)	平成 28 年 7 月 28 日 (同日を含む。) から 240 月経過後最初の検 針日の前日	
所在地	茨城県稲敷市江戸崎荒沼				
土地	地番	1585 番 5 他 2 筆	パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	2,526.00kW	
	面積	32,556.00 m ²	パネル設置数	10,104 枚	
	権利形態	地上権	パネルメーカー	シャープ株式会社	
設備	認定日	平成 26 年 3 月 24 日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 28 年 7 月 28 日	EPC 業者	シャープ株式会社	
	残存調達期間	19 年 1 か月	発電出力	1,990.00kW	
	調達期間 満了日	平成 48 年 7 月 27 日	想定年 間発電 電力量	初年度	3,084.47MWh
	調達価格	36 円/kWh		10 年度	2,930.25 MWh
				20 年度	2,776.03 MWh
			想定設 備利用 率	初年度	13.98%
				10 年度	13.28%
		20 年度		12.58%	
		架台基礎構造	羽根つき鋼管杭基礎		
		権利形態	所有権		
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者 (注 2)	東洋ビルメンテナンス 株式会社		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の土地については、土地所有者を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。

（地上権設定契約の概要）

地上権設定者：法人

地上権者：本投資法人

存続期間：平成 27 年 3 月 23 日から平成 54 年 3 月 22 日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了 6 か月前までに相手方に通知しない場合は 1 年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。

優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。

譲渡承諾：地上権設定者等は、地上権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

- ・本物件の隣地との一部の境界について、書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件に存するフェンス及び地下電線の一部並びに排水管が本物件から本物件内の水路（近隣土地改良区及び稲敷市所有）に越境しています。かかる越境については、当該土地改良区及び稲敷市から当該越境部分の使用に関する許可を取得する予定です。

（注 1）記録型計量器により計量する場合、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注 1）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

（注 2）本書の日付現在、点検及び保守を行う体制についての変更認定を経済産業大臣宛に申請予定ですが、変更後の O&M 業者を記載しています。なお、当該変更認定申請については、再エネ特措法の改正に伴って再エネ特措法改正法附則第 4 条第 2 項に基づき提出済みの本物件に係る再生可能エネルギー事業計画が経済産業省による確認中であり、当該確認が完了しなければ当該変更認定申請を提出できないため、かかる経済産

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

業省による確認が完了次第行う予定です。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県稲敷市で、JR成田線滑河駅の北方約7.5kmに位置しており、首都圏中央連絡自動車道の稲敷ICが南東側約2.8kmにあります。東側約400mには小野川が北方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、龍ヶ崎の年間日照時間は1,887.7時間であり、全国平均(1,896.5時間)より短い日照時間となっています。

降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはシャープ株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	平成28年7月28日			
	平成29年2月28日			
実績売電量	平成28年3月分	平成28年4月分	平成28年5月分	平成28年6月分
	—	—	—	—
	平成28年7月分	平成28年8月分	平成28年9月分	平成28年10月分
	41,149.60kWh(注)	316,935.79kWh	194,132.85kWh	218,194.02kWh
	平成28年11月分	平成28年12月分	平成29年1月分	平成29年2月分
	178,175.28kWh	213,529.50kWh	255,543.55kWh	269,415.03kWh

(注) 供給開始日が平成28年7月28日であったため、稼働日数は4日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-17	LS 藤岡 B 発電所	分類	太陽光発電設備等			
資産の概要						
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産					
取得予定日	平成 29 年 6 月 1 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備			
取得予定価格	1,091,000,000 円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン		
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社		
発電所の評価額 (価格時点)	985,000,000 円 ～1,378,000,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		買取価格	36 円/kWh		
土地の鑑定評価額 (価格時点)	230,000,000 円 (平成 29 年 2 月 28 日)		受給期間満了日 (注 1)	平成 28 年 10 月 4 日 (同日を含む。) から 240 月経過後最初の検 針日の前日		
所在地	栃木県栃木市藤岡町藤岡字城山					
土地	地番	4225 番 1 他 2 筆	設備	パネルの種類	CIS	
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	2,420.80kW	
	面積	39,263.00 m ²		パネル設置数	14,240 枚	
	権利形態	所有権		パネルメーカー	ソーラーフロンティア 株式会社	
設備	認定日	平成 26 年 3 月 27 日	パワコン供給者	デルタ電子株式会社		
	供給開始日	平成 28 年 10 月 4 日	EPC 業者	株式会社東京エネシス 株式会社コクボノベル ティ		
	残存調達期間	19 年 4 か月	発電出力	1,980.00kW		
	調達期間 満了日	平成 48 年 10 月 3 日	想定年 間発電 電力量	初年度	3,039.61MWh	
				10 年度	2,887.63MWh	
				20 年度	2,735.65MWh	
	調達価格	36 円/kWh	想定設 備利用 率	初年度	14.33%	
10 年度				13.62%		
			20 年度	12.90%		
			架台基礎構造	H 型パイル (杭基礎)		
			権利形態	所有権		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

担保設定の有無	無		
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者（注 2）	東洋ビルメンテナンス株式会社
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。		
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の隣地との一部の境界について、書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 ・株式会社タカラレーベンが所有している本物件の北側隣接道路は、今後栃木県に寄付予定であることから、当該道路を通行するために、栃木県との間で、使用許可の取得と通行に関する協定書の締結を行う予定です。 		

（注 1）記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注 1）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

（注 2）本書の日付現在、点検及び保守を行う体制についての変更認定を経済産業大臣宛に申請予定ですが、変更後の O&M 業者を記載しています。なお、当該変更認定申請については、再エネ特措法の改正に伴って再エネ特措法改正法附則第 4 条第 2 項に基づき提出済みの本物件に係る再生可能エネルギー事業計画が経済産業省による確認中であり、当該確認が完了しなければ当該変更認定申請を提出できないため、かかる経済産業省による確認が完了次第行う予定です。

本物件の特徴
<p>■物件特性</p> <p><立地></p> <p>本物件は栃木県栃木市藤岡町で、東武日光線藤岡駅の西方約 1 km に位置しており、東北自動車道の佐野藤岡 IC が北西側約 4 km にあります。北側約 1km には渡良瀬川が東方向に流れています。</p> <p><気象条件></p> <p>近傍の気象観測点である、館林の年間日照時間は 2,035.0 時間であり、全国平均（1,896.5 時間）より長い日照時間となっております。</p> <p>降雪量は特段多くはなく、発電への影響は軽微であると判断できます。また、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーはデルタ電子株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成 28 年 10 月 4 日		
	至	平成 29 年 2 月 28 日		
実績売電量	平成 28 年 3 月分	平成 28 年 4 月分	平成 28 年 5 月分	平成 28 年 6 月分
	—	—	—	—
	平成 28 年 7 月分	平成 28 年 8 月分	平成 28 年 9 月分	平成 28 年 10 月分
	—	—	—	166, 522. 26kWh (注)
	平成 28 年 11 月分	平成 28 年 12 月分	平成 29 年 1 月分	平成 29 年 2 月分
	214, 528. 14kWh	229, 667. 21kWh	273, 936. 00kWh	293, 133. 53kWh

(注) 供給開始日が平成 28 年 10 月 4 日であったため、稼働日数は 28 日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-18	LS 稲敷荒沼2発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・地上権			
取得予定日	平成29年6月1日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	422,000,000円	特定契約の概要	発電事業者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	419,000,000円 ～570,000,000円 (平成29年2月28日)		買取価格	36円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	16,900,000円 (平成29年2月28日)		受給期間満了日 (注1)	平成29年1月12日 (同日を含む。)から 240月経過後最初の検 針日の前日	
所在地		茨城県稲敷市江戸崎荒沼			
土地	地番	1585番1他4筆	パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	1,200.00kW	
	面積	17,827.00㎡	パネル設置数	4,800枚	
	権利形態	地上権	パネルメーカー	シャープ株式会社	
設備	認定日	平成26年3月10日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成29年1月12日	EPC業者	シャープ株式会社	
			発電出力	1,000.00kW	
			想定年間発電電力量	初年度	1,465.31MWh
	残存調達期間	19年7か月	10年度	1,392.04MWh	
			20年度	1,318.78MWh	
			想定設備利用率	初年度	13.98%
	調達期間満了日	平成49年1月11日	10年度	13.28%	
調達価格	36円/kWh	20年度	12.58%		
		架台基礎構造	羽根つき鋼管杭基礎		
権利形態	所有権				
担保設定の有無		無			
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M業者(注2)	東洋ビルメンテナンス株式会社		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の土地については、土地所有者を地上権設定者、タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。

（地上権設定契約の概要）

地上権設定者：法人

地上権者：本投資法人

存続期間：平成 27 年 5 月 11 日から平成 54 年 5 月 10 日まで

地代：地上権設定者の承諾が得られていないため非開示。

地代改定：なし。

敷金・保証金：なし。

契約更新：期間の満了 6 か月前までに相手方に通知しない場合は 1 年間自動更新され、その後も同様とする。

中途解約：地上権者は、発電所の設置・建設、太陽光発電事業の運営が困難となった等の理由により、地上権者等が太陽光発電事業を終了するときは、無償で解約することができる。

優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。

譲渡承諾：地上権設定者等は、地上権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

- ・本物件に存するフェンス及び地下電線の一部が本物件から本物件内の水路（近隣土地改良区所有）に越境しています。かかる越境については、当該土地改良区から当該越境部分の使用に関する許可を取得する予定です。
- ・本物件に存するフェンス及び門扉の基礎が北側隣地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結する予定です。

（注 1）記録型計量器により計量する場合で、買取電気事業者があらかじめ発電事業者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、本（注 1）にて「計量日」といいます。）を知らせたときは、計量日の前日までの期間とする旨が定められています。

（注 2）本書の日付現在、点検及び保守を行う体制についての変更認定を経済産業大臣宛に申請予定ですが、変更後の O&M 業者を記載しています。なお、当該変更認定申請については、再エネ特措法の改正に伴って再エネ特措法改正法附則第 4 条第 2 項に基づき提出済みの本物件に係る再生可能エネルギー事業計画が経済産業省による確認中であり、当該確認が完了しなければ当該変更認定申請を提出できないため、かかる経済産業省による確認が完了次第行う予定です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県稲敷市で、JR 成田線滑河駅の北方約 7.3km に位置しており、首都圏中央連絡自動車道の稲敷 IC が北西側約 2.8km にあります。また、東側約 100m には小野川が北方向に流れています。

<気象条件>

近傍の気象観測点である、龍ヶ崎の年間日照時間は 1,887.7 時間であり、全国平均（1,896.5 時間）より短い日照時間となっています。

降雪量は少なく、風も強くはなく、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはシャープ株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	平成 29 年 1 月 12 日			
	至 平成 29 年 2 月 28 日			
実績売電量	平成 28 年 3 月分	平成 28 年 4 月分	平成 28 年 5 月分	平成 28 年 6 月分
	—	—	—	—
	平成 28 年 7 月分	平成 28 年 8 月分	平成 28 年 9 月分	平成 28 年 10 月分
	—	—	—	—
	平成 28 年 11 月分	平成 28 年 12 月分	平成 29 年 1 月分	平成 29 年 2 月分
—	—	85,394.29kWh (注)	136,785.71kWh	

(注) 供給開始日が平成 29 年 1 月 12 日であったため、稼働日数は 20 日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 賃貸借の概要

各取得予定資産について、本投資法人による取得後に本投資法人が締結予定の発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。

「賃借人」、「賃貸借期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「期間満了時の更新について」、「賃料改定について」、「中途解約について」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。なお、「最低保証賃料」は、当該発電設備等賃貸借契約に定める各月の最低保証賃料額を、賃貸開始日から起算して1年ごと（1年目については、賃貸開始日である平成29年6月1日から本投資法人の第5期（平成30年5月期）決算日である平成30年5月31日までの期間）に合計した各年ごとの合計額を記載しています。

S-12 LSつくば房内発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	平成29年6月1日から平成49年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃貸人に対する一切の債務を担保するため、賃貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。</p>				
期間満了時の更新について	<p>賃貸人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。</p>				
賃料改定について	<p>インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。</p>				
中途解約について	<p>1. 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を平成39年6月30日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成38年12月31日（ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記1.に記載する解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における賃貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	111,961,790円	111,393,674円	110,825,589円	110,257,511円	109,689,394円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	109,121,312円	108,553,231円	107,985,116円	107,417,030円	106,848,913円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	106,280,831円	105,712,750円	105,144,633円	104,576,552円	104,008,470円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
103,440,354円	102,872,270円	49,599,423円	38,151,023円	37,937,993円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成29年6月1日から平成49年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセントイル）は、超過確率 P（パーセントイル）75 を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

中途解約について	<p>1. 貸貸人又は貸借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 39 年 6 月 30 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 38 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び貸借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	77,663,373 円	77,272,522 円	76,881,662 円	76,490,782 円	76,099,931 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	75,709,080 円	75,318,228 円	74,927,377 円	74,536,524 円	74,145,663 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	73,754,784 円	73,363,935 円	72,973,082 円	72,582,230 円	72,191,380 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
71,800,529 円	71,409,664 円	71,018,788 円	60,348,785 円	19,510,293 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-14 LS 那須那珂川発電所

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成29年6月1日から平成49年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。 なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

中途解約について	<p>1. 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 39 年 6 月 30 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 38 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	778,644,551 円	774,727,715 円	770,426,133 円	766,509,298 円	762,592,462 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	758,675,626 円	754,758,789 円	750,841,955 円	746,925,117 円	743,008,282 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	739,091,446 円	735,174,609 円	731,257,773 円	727,340,936 円	723,424,100 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
719,507,265 円	715,590,428 円	711,673,592 円	602,992,519 円	195,511,088 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-15 LS 藤岡 A 発電所

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成 29 年 6 月 1 日から平成 49 年 5 月 31 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。 なお、1 か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセントイル）は、超過確率 P（パーセントイル）75 を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の 6 か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

中途解約について	<p>1. 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 39 年 6 月 30 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 38 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	26,497,944 円	26,364,819 円	26,231,722 円	26,098,598 円	25,965,504 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	25,832,412 円	25,699,287 円	25,566,191 円	25,433,067 円	25,299,973 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	25,166,878 円	25,033,755 円	24,900,657 円	24,767,567 円	24,634,442 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
24,501,348 円	24,368,221 円	24,235,126 円	24,102,035 円	9,395,180 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-16 LS 稲敷荒沼1 発電所

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成29年6月1日から平成49年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。 なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

中途解約について	<p>1. 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 39 年 6 月 30 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 38 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	106,183,166 円	105,649,823 円	105,116,451 円	104,583,108 円	104,049,735 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	103,516,393 円	102,983,019 円	102,449,678 円	101,916,305 円	101,382,963 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	100,849,624 円	100,316,250 円	99,782,908 円	99,249,533 円	98,716,193 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
98,182,820 円	97,649,477 円	97,116,137 円	96,582,765 円	39,575,776 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-17 LS 藤岡 B 発電所

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成 29 年 6 月 1 日から平成 49 年 5 月 31 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。 なお、1 か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率 P（パーセントイル）は、超過確率 P（パーセントイル）75 を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の 6 か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

中途解約について	<p>1. 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 39 年 6 月 30 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 38 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	105,014,014 円	104,487,189 円	103,960,338 円	103,433,504 円	102,906,680 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	102,379,857 円	101,853,008 円	101,326,174 円	100,799,350 円	100,272,525 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	99,745,676 円	99,218,842 円	98,692,017 円	98,165,193 円	97,638,345 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
97,111,512 円	96,584,686 円	96,057,862 円	95,531,039 円	54,420,963 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-18 LS 稲敷荒沼2 発電所

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成29年6月1日から平成49年5月31日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の想定売電収入の金額と同額（消費税及び地方消費税別途）とする。 なお、1か月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、敷金の算定においては、最低保証賃料として消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を用いるものとする。なお、最低保証賃料を算定する基礎となる発電量予測値の超過確率P（パーセントイル）は、超過確率P（パーセントイル）75を基準としている。 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額（消費税及び地方消費税別途）とする。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）以下の場合 $X=0$ 実績売電収入（x）が想定売電収入（y）より多い場合 $X=(x-y) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の想定売電収入の金額とする。</p> 上記2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記2.に基づき1か月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の想定売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく借借人の借借人に対する一切の債務を担保するため、借借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の1年分の最低保証賃料の4分の1相当額（なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	借借人又は借借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の6か月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、借借人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、借借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、借借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

中途解約について	<p>1. 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 39 年 6 月 30 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 38 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	50,565,969 円	50,312,597 円	50,059,215 円	49,805,825 円	49,552,458 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	49,299,087 円	49,045,722 円	48,792,337 円	48,538,950 円	48,285,580 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	48,032,212 円	47,778,830 円	47,525,441 円	47,272,073 円	47,018,704 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
46,765,337 円	46,511,955 円	46,258,564 円	46,005,197 円	33,692,499 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) バリュエーションレポートの概要

本投資法人が、投信法等の諸法令、一般社団法人投資信託協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwC サステナビリティ合同会社に各取得予定資産の価格評価を委託し作成された各バリュエーションレポートの概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、平成 48 年 6 月 1 日から開始します。当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、価格評価を行った PwC サステナビリティ合同会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

また、評価機関の位置付け及び責任は以下のとおりです。

- ① 評価機関の評価業務は保証業務に該当せず、評価機関は評価額について何ら保証するものではありません。
- ② 評価額は評価機関から入手したバリュエーションレポートに基づき、本投資法人の責任により投資家に向けて開示されるものであり、評価機関は投資家に対していかなる義務・責任も負いません。
- ③ 評価の前提となる情報及び資料については、本管理会社から提供を受けたものを利用し、評価機関はその内容の真実性・正確性・網羅性について検証等の義務を負っていません。

S-12 LS つくば房内発電所

評価価値	887,000,000 円～1,177,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日		
	項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 24 年 3 月から平成 29 年 2 月までの期間）を利用して推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	—	
評価価値		1,177,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7% を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1% で調整して得た数値
	課税期間	—	
評価価値		887,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—
--------------------------	---

S-13 LS 銚田発電所

評価価値	660,000,000円～886,000,000円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成29年2月28日		
	項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（平成24年3月から平成29年2月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.7%	
評価価値		886,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成27年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の平成26年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		660,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—		

S-14 LS 那須那珂川発電所

評価価値	7,269,000,000円～10,069,000,000円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成29年2月28日		
	項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（平成24年3月から平成29年2月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.7%	
評価価値		10,069,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定さ

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

			れた数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR (税引前) の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		7,269,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-15 LS 藤岡 A 発電所

評価価値	224,000,000 円～317,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日		
	項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ (平成 24 年 3 月から平成 29 年 2 月までの期間) を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.7%	
評価価値		317,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR (税引前) の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		224,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-16 LS 稲敷荒沼1 発電所

評価価値	881,000,000 円～1,191,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 24 年 3 月から平成 29 年 2 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	—	
評価価値	1,191,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7% を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1% で調整して得た数値
	課税期間	—	
評価価値	881,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		—	

S-17 LS 藤岡 B 発電所

評価価値	985,000,000 円～1,378,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 24 年 3 月から平成 29 年 2 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.7%	
評価価値	1,378,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR (税引前) の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		985,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-18 LS 稲敷荒沼 2 発電所

評価価値	419,000,000 円～570,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日		
	項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.9%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ (平成 24 年 3 月から平成 29 年 2 月までの期間) を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.7%	
評価価値		570,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR (税引前) の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		419,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法 (DCF 法) を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(5) 不動産鑑定評価書の概要

本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律並びに国土交通省の定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、シービーアールイー株式会社に各取得予定資産の土地（「LS 那須那珂川発電所」については、土地上に存在する建物2棟を含みます。）の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行ったシービーアールイー株式会社と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

S-12 LS つくば房内発電所

鑑定評価額（土地）	26,900,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	1,000,000,000 円	—
割引率	4.4%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	643,000,000 円	—
土地積算価格比	2.69%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-13 LS 鉾田発電所

鑑定評価額（土地）	30,300,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	774,000,000 円	—
割引率	4.3%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

		発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	538,000,000 円	—
土地積算価格比	3.91%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-14 LS 那須那珂川発電所

鑑定評価額 (土地及び建物)	1,600,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備並びに土地及び建物)	8,630,000,000 円	—
割引率	4.2%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	9.0%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備並びに土地及び建物)	6,700,000,000 円	—
土地建物積算価格比	18.54%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-15 LS 藤岡 A 発電所

鑑定評価額 (土地)	91,500,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	273,000,000 円	—
割引率	4.2%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	229,000,000 円	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

土地積算価格比	33.52%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-16 LS 稲敷荒沼1発電所

鑑定評価額（土地）	40,700,000円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成29年2月28日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	1,020,000,000円	—
割引率	4.3%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	702,000,000円	—
土地積算価格比	3.99%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

S-17 LS 藤岡B発電所

鑑定評価額（土地）	230,000,000円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成29年2月28日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (設備及び土地)	1,160,000,000円	—
割引率	4.2%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	8.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	825,000,000円	—
土地積算価格比	19.80%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-18 LS 稲敷荒沼2 発電所

鑑定評価額（土地）	16,900,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 29 年 2 月 28 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 (設備及び土地)	478,000,000 円	—
割引率	4.3%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	404,000,000 円	—
土地積算価格比	3.53%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(6) インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要

本投資法人が、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社に委託し作成された各取得予定資産の収益性に係る意見書の概要を記載しています。当該各意見書は、一定時点における作成者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。当該意見書の作成を行ったイー・アンド・イーソリューションズ株式会社と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

なお、「LS つくば房内発電所」、「LS 銚田発電所」及び「LS 那須那珂川発電所」については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則上当該意見書の取得が不要とされる基準を満たしているため、当該意見書を取得していません。

S-15 LS 藤岡 A 発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、300 件以上、合計出力容量約 2.5GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、上記に関する受注業務は第三者的立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。 イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。以上より、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言える。
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	本発電所は、平成 24 年 7 月に施行された再エネ特措法改正法による改正前の再エネ特措法（以下「旧再エネ特措法」といいます。）第 6 条第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 27 日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第 6255 号：設備 AE00401C09）。 また、平成 28 年 6 月 20 日付で東京電力エナジーパートナー株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、東京電力エナジーパートナー株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 28 年 8 月から平成 29 年 2 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、平成 28 年 8 月より収益が確認されている。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び2年目の超過確率75%値（P75 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成29年6月の新規取得契約予定日より先から6か月以内に利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力エナジーパートナー株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後20年間の固定価格での買取が決定している（ただし、同法第3条8号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールは CIS モジュールであり、米国エネルギー省研究機関である NREL (National Renewable Energy Laboratory) によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度と言われている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCS の性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&M において対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系(売電)開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

S-16 LS 稲敷荒沼1 発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	<p>大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、300件以上、合計出力容量約2.5GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。</p>
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、上記に関する受注業務は第三者の立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。</p> <p>イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社である DOWA エコシステム株式会</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。以上より、イー・アンド・イソリュージョンズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言うことができる。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、平成 24 年 7 月に施行された旧再エネ特措法第 6 条第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 24 日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第 5968 号：設備 AD99859C08）。</p> <p>また、平成 28 年 3 月 31 日付で東京電力株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	<p>本発電所の実績売電収益について、東京電力エナジーパートナー株式会社（上記契約締結時は東京電力株式会社）からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 28 年 8 月から平成 29 年 3 月分までの実績売電収益について確認した。</p>
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	<p>本発電所は既に稼働済みであり、平成 28 年 8 月より収益が確認されている。</p>
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の超過確率 75% 値（P75 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 29 年 6 月の新規取得契約予定日より先から 6 か月以内に利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間での固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条 8 号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり、米国エネルギー省研究機関である NREL (National Renewable Energy Laboratory) によれば一般的な出力劣化率は年間 -0.5% 程度と言われている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCS の性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。</p> <p>機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&M において対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系(売電)開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能である</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

と判断される。

S-17 LS 藤岡 B 発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、300 件以上、合計出力容量約 2.5GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、上記に関する受注業務は第三者的立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。 イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。以上より、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言える。
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	本発電所は、平成 24 年 7 月に施行された旧再エネ特措法第 6 条第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 27 日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第 6256 号：設備 AE00402C09）。 また、平成 28 年 8 月 16 日付で東京電力エナジーパートナー株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調建及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、東京電力エナジーパートナー株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 28 年 10 月から平成 29 年 2 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、平成 28 年 10 月より収益が確認されている。
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の超過確率 75% 値（P75 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 29 年 6 月の新規取得契約予定日より先から 6 か月以内に利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。
将来の収益状況が安定的と見込	本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下に

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>まれる旨の説明</p>	<p>において東京電力エナジーパートナー株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間での固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条 8 号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールは CIS モジュールであり、米国エネルギー省研究機関である NREL (National Renewable Energy Laboratory) によれば一般的な出力劣化率は年間 0.5% 程度と言われている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCS の性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。</p> <p>機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&M において対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系(売電)開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>
----------------	---

S-18 LS 稲敷荒沼 2 発電所

<p>意見書作成者</p>	<p>イー・アンド・イーソリューションズ株式会社</p>
<p>意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景</p>	<p>大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、300 件以上、合計出力容量約 2.5GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。</p>
<p>意見書記載者の独立性に係る説明</p>	<p>本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、上記に関する受注業務は第三者的立場からの評価・助言に係るものであり、特定の組織または事業を利する性格のものではない。</p> <p>イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。以上より、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有していると言えることができる。</p>
<p>意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）</p>	<p>本発電所は、平成 24 年 7 月に施行された旧再エネ特措法第 6 条第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 10 日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第 5026 号：設備 AD36110C08）。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	また、平成 28 年 3 月 31 日付で東京電力株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調建及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、東京電力エナジーパートナー株式会社（上記契約締結時は東京電力株式会社）からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、平成 29 年 2 月より収益が確認されている。
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の超過確率 75% 値（P75 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 29 年 6 月の新規取得契約予定日より先から 6 か月以内に利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間で固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条 8 号等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり、米国エネルギー省研究機関である NREL (National Renewable Energy Laboratory) によれば一般的な出力劣化率は年間 -0.5% 程度と言われている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCS の性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。</p> <p>機器の故障については、保険が付保されているのに加え、定期的な点検や部品交換が行われること、O&M において対応されることから、安定性に対する影響は軽微であると判断される。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系(売電)開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(7) 地震評価報告書の概要

物件番号	物件名称	地震リスク評価報告書	
		調査業者	PML 値 (%)
S-12	LS つくば房内発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.3
S-13	LS 銚田発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.7
S-14	LS 那須那珂川発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-15	LS 藤岡 A 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-16	LS 稲敷荒沼 1 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2.9
S-17	LS 藤岡 B 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-18	LS 稲敷荒沼 2 発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2.8

(注) 「PML 値」とは、対象施設あるいは施設群に対して最大級の損失をもたらすと考えられる、今後 50 年間に超過確率が 10%となる地震動（再現期間 475 年相当の地震動）が発生し、その場合の 90%非超過確率に相当する物的損失額の再調達価格に対する割合をいいます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 資産取得者等の状況

(1) 取得先（兼オペレーター兼賃借人兼発電事業者）の概要

取得予定資産の取得先（兼オペレーター兼賃借人兼発電事業者）は、いずれも株式会社タカラレーベンであり、その概要は以下のとおりです。

名 称	株式会社タカラレーベン
所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 島田 和一
事業内容	首都圏を中心に新築分譲マンションの販売を行っています。平成25年にメガソーラー事業を開始しており、それまでの太陽光発電マンションの開発により培った高い事業運営ノウハウを生かし、平成28年12月末時点で、29の太陽光発電所（合計約70MW）の管理運営を行っています。 当該運営業務に携わる人員は平成29年4月末現在11名存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の管理運営業務経験を有しています。
資 本 金	4,819百万円（平成28年3月31日現在）
設 立 年 月 日	昭和47年9月21日
純 資 産	32,863百万円（平成28年12月31日現在）
総 資 産	134,404百万円（平成28年12月31日現在）
大株主及び持株比率 （平成28年9月30日現在）	1. 村山 義男 25,633千株(20.34%) 2. 株式会社タカラレーベン 17,553千株(13.93%) 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 5,174千株(3.94%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	当該会社は、平成29年5月10日現在において、本投資法人の発行済投資口数の14.2%の投資口を保有しています。また、当該会社は、本管理会社の親会社（出資割合100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人 的 関 係	当該会社より本管理会社に12名出向しています。本管理会社の取締役1名、監査役1名が兼職しています。
取 引 関 係	当該会社は、本投資法人及び本管理会社に対して出資をしています。本投資法人との間で、各取得予定資産に関し、発電設備等賃貸借契約書を締結しています。また、本投資法人及び本管理会社との間で、スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約を締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、本投資法人の関連当事者に該当します。また、上記のとおり、当該会社は投信法に定める本管理会社の利害関係人等に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 資産取得者等の状況

特別な利害関係にある者からの資産の取得は以下のとおりです。

①LS つくば房内発電所

	現所有者（現転借地権者）	前所有者（転借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン（注1）	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注2）	—
取得時期（注3）	平成26年7月、平成27年11月及び平成29年2月（賃借権又は転借権設定） 平成26年3月（発電設備新設）	—

（注1）本投資法人が賃借権を取得する予定の土地については、現借地権者としての株式会社タカラレーベンを記載しており、本投資法人が転借権を取得する予定の土地については、現転借地権者としての株式会社タカラレーベンを記載しています。

（注2）一部の土地については、現借地権者（一部の土地については現転借地権者）の借地権設定時期（一部の土地については転借地権設定時期）が、いずれも本書の日付現在から1年以内ではないため、また、その他の土地については、開示について現転借地権者及び転借地権設定者の承諾を得られていないため、非開示にしています。また、発電設備については、前所有者がいないため、記載を省略しています。

（注3）土地については、現借地権者（一部の土地については現転借地権者）である株式会社タカラレーベンによる借地契約（一部の土地については転借地契約）の締結日を記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。

②LS 銚田発電所

	現所有者（現借地権者）	前所有者（借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期（注2）	平成27年12月（地上権設定） 平成28年3月（発電設備新設）	—

（注1）土地については、現借地権者の借地権設定時期が、本書の日付現在から1年以内ではなく、また、発電設備については、前所有者がいないため、記載を省略しています。

（注2）土地については、現借地権者による借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。

③LS 那須那珂川発電所

	現所有者（現借地権者）	前所有者（借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

にあるものとの関係		
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期 （注2）	平成25年12月、平成27年5月、平成28年11月、 12月、平成29年1月、3月（土地所有権取得） 平成25年12月、平成26年3月（地上権取得） 平成28年3月（発電設備新設）	—

（注1）一部の土地については、現所有者（一部の土地については現借地権者）の所有権（一部の土地については借地権）の取得時期が、本書の日付現在から1年以内ではないため、また、その他の土地については、開示について現借地権者及び前借地権設定者の承諾を得られていないため、非開示にしています。また、発電設備については、は前所有者がいないため、記載を省略しています。

（注2）土地については、現所有者（一部の土地については現借地権者）による所有権（一部の土地については借地権）取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。なお、払下げを受けた土地については、所有権保存登記の日を記載しています。

④LS 藤岡 A 発電所

	現所有者	前所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期 （注2）	平成26年12月、平成28年9月、12月（土地所有権取得） 平成28年7月（発電設備新設）	—

（注1）一部の土地については、現所有者の取得時期が、本書の日付現在から1年以内ではなく、また、その他の土地については、開示について現所有者及び前所有者の承諾を得られていないため、非開示にしています。また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

（注2）土地については、現所有者による所有権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。なお、払下げを受けた土地については、所有権保存登記の日を記載しています。

⑤LS 稲敷荒沼1 発電所

	現所有者（現借地権者）	前所有者（借地権設定者）
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注1）	—
取得時期	平成27年3月（地上権設定）	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注2)	平成28年8月(発電設備新設)	
------	-----------------	--

(注1) 土地については、現借地権者の借地権設定時期が、本書の日付現在から1年以内ではなく、また、発電設備については、前所有者がいないため、記載を省略しています。

(注2) 土地については、現借地権者による借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。

⑥LS 藤岡B 発電所

	現所有者	前所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注1)	—
取得時期(注2)	平成26年12月、平成28年9月、12月(土地所有権取得) 平成28年10月(発電設備新設)	—

(注1) 一部の土地については、現所有者の取得時期が、本書の日付現在から1年以内ではないため、また、その他の土地については、開示について現所有者及び前所有者の承諾を得られていないため、非開示にしています。また、発電設備については、前所有者がいないため、記載を省略しています。

(注2) 土地については、現所有者による所有権取得日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。なお、私下げを受けた土地については、所有権保存登記の日を記載しています。

⑦LS 稲敷荒沼2 発電所

	現所有者(現借地権者)	前々所有者(借地権設定者)
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	本管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注1)	—
取得時期(注2)	平成27年5月(地上権設定) 平成29年1月(発電設備新設)	—

(注1) 土地については、現借地権者の借地権設定時期が、本書の日付現在から1年以内ではなく、また、発電設備については、前所有者がいないため、記載を省略しています。

(注2) 土地については、現借地権者による借地権設定日を登記簿等に基づき記載しています。発電設備については、引渡日を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 媒介の概要

該当ありません。

5. 今後の見通し

平成 29 年 11 月期（第 4 期）（平成 29 年 6 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日）及び平成 30 年 5 月期（第 5 期）（平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日）の運用状況の予想については、本日付「平成 29 年 11 月期（第 4 期）の運用状況の予想の修正及び平成 30 年 5 月期（第 5 期）の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://tif9281.co.jp/>

<添付資料>

参考資料 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

参考資料 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

保有資産及び取得予定資産の所在地、価格、比率及び取得（予定）日は、以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	所在地	価格 (百万円) (注1)	比率 (%) (注2)	取得(予定)日
S-01	LS 塩谷発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	1,460	6.7	平成28年 6月2日
S-02	LS 筑西発電所	茨城県筑西市	580	2.7	平成28年 6月2日
S-03	LS 千葉若葉区発電所	千葉県千葉市	247	1.1	平成28年 6月2日
S-04	LS 美浦発電所	茨城県稲敷郡美浦村	481	2.2	平成28年 6月2日
S-05	LS 霧島国分発電所	鹿児島県霧島市	1,053	4.8	平成28年 6月2日
S-06	LS 匝瑳発電所	千葉県匝瑳市	754	3.4	平成28年 6月2日
S-07	LS 宮城大郷発電所	宮城県黒川郡大郷町	911	4.2	平成28年 6月2日
S-08	LS 水戸高田発電所	茨城県水戸市	1,104	5.1	平成28年 6月2日
S-09	LS 青森平内発電所	青森県東津軽郡平内町	789	3.6	平成28年 6月2日
S-10	LS 利根布川発電所	茨城県北相馬郡利根町	1,397	6.4	平成28年 6月2日
S-11	LS 神栖波崎発電所	茨城県神栖市	470	2.2	平成29年 2月7日
S-12	LS つくば房内発電所	茨城県つくば市	890	4.1	平成29年 6月1日
S-13	LS 鉾田発電所	茨城県鉾田市	735	3.4	平成29年 6月1日
S-14	LS 那須那珂川発電所	栃木県那須郡那珂川町	8,315	38.0	平成29年 6月1日
S-15	LS 藤岡A発電所	栃木県栃木市	265	1.2	平成29年 6月1日
S-16	LS 稲敷荒沼1発電所	茨城県稲敷市	889	4.1	平成29年 6月1日

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

S-17	LS 藤岡 B 発電所	栃木県栃木市	1,091	5.0	平成 29 年 6 月 1 日
S-18	LS 稲敷荒沼 2 発電所	茨城県稲敷市	422	1.9	平成 29 年 6 月 1 日
ポートフォリオ合計			21,855	100.0	—

(注1) 「価格」は、「LS 神栖波崎発電所」を除く保有資産（以下「上場時取得資産」といいます。）についてはその評価価値を、LS 神栖波崎発電所についてはその取得価格を、取得予定資産についてはその取得予定価格を、それぞれ用いています。なお、上場時取得資産の評価価値は、PwC サステナビリティ合同会社より取得した、平成 28 年 11 月 30 日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載の各発電所の評価価値のレンジの中から、本投資法人が規約第 38 条第 2 項第 1 号に従い算出した中間値をいいます。

(注2) 「比率」は、各物件の価格が保有資産及び取得予定資産の価格の総額に占める割合を小数第 2 位を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の比率の合計がポートフォリオ合計と一致しない場合があります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。